

運行管理のための情報について



令和8年1月30日

岡山運輸支局

首席運輸企画専門官 櫻井康彬

自動車運送事業における安全対策について

国土交通省による事業許可前のチェック

- 安全性を審査し、安全確保が適切と認められる者に対して自動車運送事業の許可を行う。

自動車運送事業の実施において事業者が遵守すべき事項

運行管理者の選任

- 講習の受講
- 乗務前・乗務後の点呼の実施
- 運転者への運転方法等についての指導・監督 他

整備管理者の選任

- 点検・整備の実施 等

運転者の選任

- 適性診断の受診 等

運転者の労務管理

- 告示で定める勤務・乗務時間の設定及び遵守等

施設(車庫、休憩・仮眠施設)の管理

国土交通省による事業許可後のチェック

- 事業者に対して適時に監査を実施し、法令違反が認められた場合は行政処分を行う。
さらに、悪質な違反には刑罰を科す。
- 関係省庁等と連携し、法令違反について情報共有を図っている。

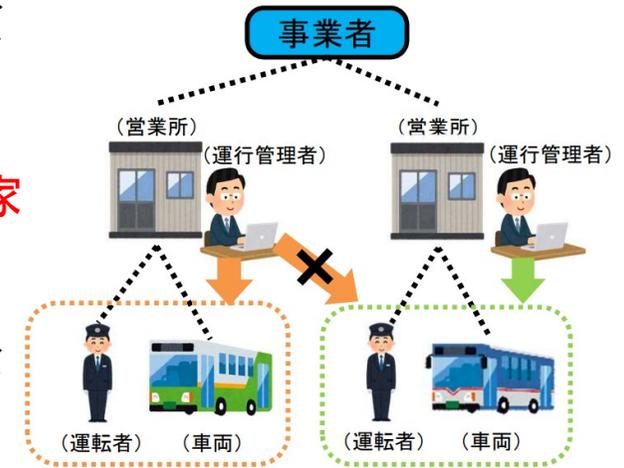
運行管理者と営業所について

運行管理者の職務と営業所に関する法令上の規定について

営業所は、**事業用自動車の運行を直接管理する部署**と位置付けられており、各営業所に**1人以上の運行管理者を配置**しなければなりません。

運行管理者は、自動車運送事業における輸送の安全を担う**国家資格**であり、**関係法令に関する知識と経験が必要**です。

運行管理者の管理の対象は、運行管理者が所属する営業所が直接管理している**運転者・車両**に留まり、他の営業所に所属する**運転者・車両**を対象とした運行管理は原則行うことができません。



営業所における運行管理者の必要選任数について

自動車運送事業者は、営業所ごとに、配置車両数に応じた**十分な人数の運行管理者を選任**しなければなりません。

貨物自動車運送事業における事業用自動車の車両数と運行管理者の選任数の最低限度

トラックの両数	5両 ~29両	30両 ~59両	60両 ~89両	90両 ~119両	120両 ~149両	150両 ~179両	180両 ~209両	210両 ~239両
運行管理者数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人

所要車両数が240両以上の場合は、次の式を用いて計算
 運行管理者の選任数の最低限度 = $\frac{\text{トラックの車両数}}{30} + 1$

運行管理者の主な業務

<1回の運行に係る業務>

運行計画の作成

始業時点呼

運行状況に応じた運行指示

終業時点呼

乗務記録

運行中

<上記以外の業務>

- ・運転者に対する運転方法等の指導監督
- ・運転者に適性診断を受診させること
- ・運転者の労務管理
- ・運転者の健康管理

運行計画の作成

運転者の経験や労務状況、道路状況などから、適切な運行経路と運行時間が記された計画を作成。

始業時点呼・終業時点呼

乗務前後の運転者に対して、酒気・疾病・疲労の確認、運行の安全確保のために必要な指示等を行う。



運行状況に応じた運行指示

事故・路線障害等の突発的な事案に対して、運転者・車両・道路等の状況に応じた適切な指示を運転者に行う。

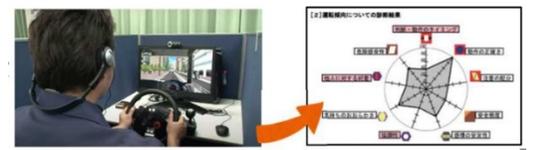


運転者に対する運転方法等の指導監督

指導監督指針に基づく指導監督を定期的実施。

適性診断の受診

運転特性を様々な方法で測定し、測定結果を指導監督等に活用。



運行管理者の業務についての法令違反がある場合等は、運行管理者資格証の返納命令が発令され、資格が取り消されます。

運行管理者資格者証返納命令を発動する場合

- ①運行管理者が事業用自動車の運転の際に、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転又は大型自動車無資格運転を行った場合。
- ②運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合。
- ③事業用自動車の運転者が酒酔い運転、薬物等使用運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行を引き起こした場合であって、運行管理者が当該違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取又は同法第108条の34の規定に基づく通知があった場合。
- ④事業用自動車の運転者が③に該当する違反行為を引き起こした場合であって、**補助者**がその業務でこれら違反行為を引き起こすおそれがあることを認めたにもかかわらず、運行管理者への報告を行わず、又は運行管理者の指示に従わずに、当該違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合。
- ⑤行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が**120日車以上**となった場合。
- ⑥運行管理者が実際に運行管理業務を行っていないにもかかわらず、その名義を当該事業者で使用(選任の届出をした場合を含む。)させた場合。
- ⑦運行管理者試験の受験資格の詐称など、不正な手段により運行管理者資格者証を取得したことが判明した場合。

運行管理者への警告

行政処分等の基準による運行管理者の運行の安全確保に関する違反の各事項に対する基準日車等の総和が**30日車以上120日車未満**となった場合。

運行管理者資格者証の返納命令処分又は運行管理者への警告にあたり、複数の運行管理者が選任されている場合には、統括運行管理者に対して行われます。

運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者は、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を受けることができません。

運行管理者資格者証の返納命令の発令等は、貨物自動車運送事業者の行政処分を行う場合に同時に行われますが、事業を廃止した等により事業者の行政処分が行われない場合は、単独で行われます。

貨物自動車運送事業輸送安全規則(抜粋)

(点呼等)

第七条 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

- 一 運転者に対しては、酒気帯びの有無
- 二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 三 道路運送車両法第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認
- 四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置(道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。)の設定の状況に関する確認

2~4 (略)

5 貨物自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行った旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名
- 二 点呼を受けた運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- 三 点呼の日時
- 四 点呼の方法
- 五 その他必要な事項

点呼は安全輸送の要

① 悪質違反(酒気帯び・薬物等)を防ぐ

酒気帯び・飲酒事案の殆どが「点呼していなかった」「運転者に任せていた」
アルコール検知器の有効保持義務違反も発生
薬物は完全検知不可「日頃の変化を見逃さない」

② 健康起因事故を防ぐ

疲労、疾病、睡眠の状態を確認
事業等の把握、服薬の状況「薬はちゃんと持った？」

③ 車両故障事故を防ぐ

故障による運行中断は事故報告対象
車検証の有効期間もマメに確認(「無車検運行」たびたび発生)
車輪脱落も多数発生(令和6年度は全国で120件発生)

④ 同種の事故(ヒヤリ・ハット)を防ぐ

乗務後(乗務途中)点呼で、運行中に起こった輸送の安全にかかわる出来事を報告
必要に応じて、他の運転者へ展開

ICTを活用した点呼制度について①

遠隔点呼

要件を満たす機器・システムを用いて、運行管理者等と運転者等が離れた場所から、ビデオ通話のような形で点呼を実施する制度。



自動点呼

国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて、運行管理者等が作成した点呼予定に基づいて運転者等が運行管理者等の立ち会いなしに点呼を実施する制度。



事前の点呼予定入力



点呼機器を用いて立ち会いなしで点呼実施

		対面点呼	遠隔点呼	自動点呼
実施場所	運行管理者等	本人が所属する 営業所または車庫	本人が所属する 営業所または車庫	— ※点呼実施中の所在は問わない
	運転者等		本人が所属する営業所・車庫・ 事業用自動車内・宿泊施設・待合所・ その他これらに類する場所	
		メリット ★点呼を受けられる場所の自由度向上		
実施方法	対面で実施	要件を満たす機器・システムを用いて ビデオ通話のような形で 遠隔で実施	国土交通省の認定を受けた機器・システムを用いて 運行管理者等の立ち会いなしで実施	
		メリット ★運行管理者等の長時間労働の軽減 ★点呼の正確性向上		
記録・保存方法	紙の記録簿に 手動で記録・保存	システム上に自動で記録・保存		
		メリット ★記録簿の作成に要する時間の短縮 ★記録の保存・管理の正確性・利便性向上		



ICTを活用した点呼制度について②

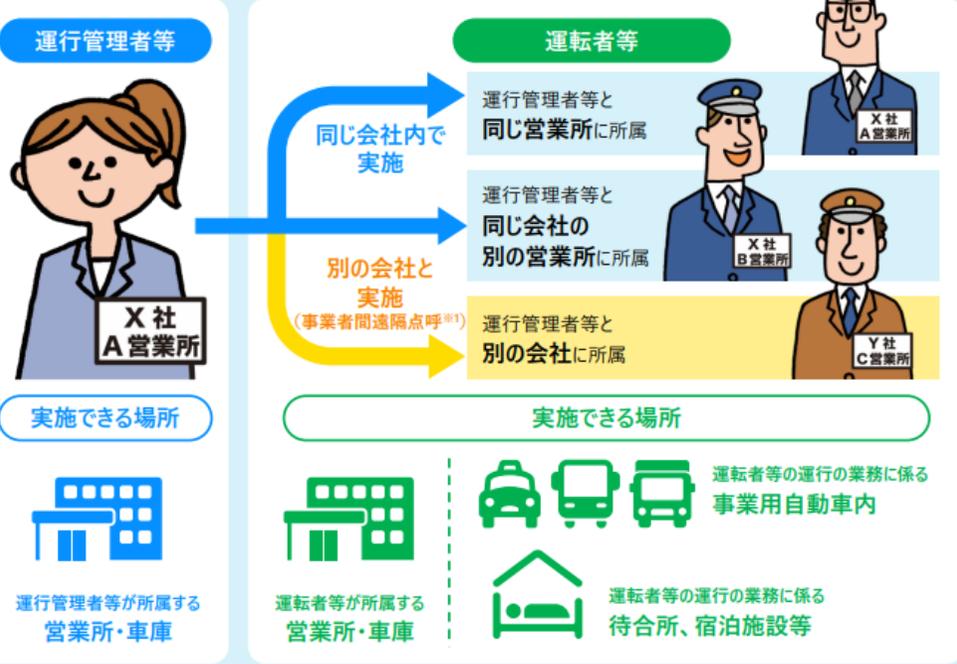
遠隔点呼の流れ



自動点呼の流れ



遠隔点呼を実施できる範囲と場所



自動点呼を実施できる場所



※1 事業者間遠隔点呼を行う場合には業務の管理受委託の許可が必要。p6「遠隔点呼を行うには、どのような手続きが必要なの？」を参照。
 ※2 点呼実施者が運行管理者の場合は、運転者等が所属する営業所の運行管理者が実施したものとみなされ、点呼実施者が補助者の場合は、運転者等が所属する営業所の補助者が実施したものとみなされます。

※1 運行管理者等は、自動点呼実施中の立ち会いは不要ですが、事前に点呼予定などの必須事項をシステムに入力しておくことが求められます。
 なお、自動点呼は、運転者等が所属する営業所の運行管理者が実施したものとみなされます。
 ※2 当該場所での実施に対応した機器を使用する必要があります。

乗務開始前及び乗務開始後の点呼いずれも対面（遠隔点呼、自動点呼を含む）で行うことができない場合は、運行指示書を作成して、運転者に適切な指示を行うとともに、当該指示書を運転者に携行させなければなりません。また、運行指示書は運行終了の日から1年間保存しなければなりません。

記載事項は下記のとおり <貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3>

1. 運行の開始及び終了の地点及び日時
2. 乗務員等の氏名
3. 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
4. 運行に際して注意を要する箇所の位置
5. 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）
6. 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）
7. その他運行の安全を確保するために必要な事項

運行中に上記1. 又は3. に変更が生じたときは、運行管理者は、変更の内容を運行指示書の写しに記載し、運転者に電話等により適切な指示を行うとともに、運転者が携行している運行指示書に変更内容を記載させなければなりません。

運行指示書の作成及び携行が必要でない運行の途中で、乗務開始前及び乗務終了後のいずれの点呼も対面で実施できない業務を行わせることとなったときは、運行管理者は、運行指示書を作成し、運転者に電話等により適切な指示を行わなければなりません。

貨物自動車運送事業輸送安全規則(抜粋)

(従業員に対する指導及び監督)

第十条 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、**運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。**この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その**記録を営業所において三年間保存しなければならない。**

2 貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、**次に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって第十二条の三第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。**

- 一 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者
- 二 **運転者として新たに雇い入れた者**(貨物軽自動車運送事業者にあつては、運転者として初めて事業用自動車に乗務する者)
- 三 **高齢者(六十五才以上の者をいう。)**

3~5 (略)

① 一般的な指導及び監督の指針

一般的な指導及び監督の内容	指導及び監督の実施に当たって配慮すべき事項
<ol style="list-style-type: none">1. トラックを運転する場合の心構え2. トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項3. トラックの構造上の特性4. 貨物の正しい積載方法5. 過積載の危険性6. 危険物を運搬する場合に留意すべき事項7. 適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通状況8. 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法9. 運転者の運転適性に応じた安全運転10. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法11. 健康管理の重要性12. 安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法	<ol style="list-style-type: none">1. 運転者に対する指導及び監督の意義についての理解2. 計画的な指導及び監督の実施3. 運転者の理解を深める指導及び監督の実施4. 参加・体験・実践型の指導及び監督の手法の活用5. 社会情勢等に応じた指導及び監督の内容の見直し6. 指導者の育成及び資質の向上7. 外部の専門的機関の活用

② 特定の運転者に対する特別な指導及び監督の指針

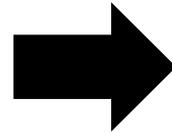
事故惹起運転者	初任運転者	高齢者の運転者
<ol style="list-style-type: none"> 1. トラックの運行の安全の確保に関する法令等 2. 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策 3. 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 4. 交通事故を防止するために留意すべき事項 5. 危険の予測及び回避 6. 安全運転の実技 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ①の一般的な指導及び監督の内容について実施。上記内容のうち、下記は、実際に実車を用いて指導 <ul style="list-style-type: none"> • 2. のうち、日常点検に関する事項 • 3. のうち、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等に関する事項 • 4. のうち、貨物の積載方法及び固縛方法に関する事項 2. 安全運転の実技（実際にトラックを運転させ添乗指導） 	<p>適性診断（適齢診断）の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体的機能の変化の程度に応じたトラックの安全な運転方法等について運転者が自ら考えるよう指導する。</p>

事故が発生した場合の対応について

自動車運送事業者等は、自動車事故報告規則に定める事故があった場合、**30日以内**に自動車事故報告書を、使用の本拠を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければなりません。

また、特に重大な事故(速報対象の事故・事件)が発生した場合には、**24時間以内**においてできる限り速やかに、運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければなりません。

速報対象の
事故・事件発生



速やかに連絡

岡山運輸支局 保安担当
086-286-8155
090-7374-4450 (夜間・休日)

<事故の種類>

転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切
衝突	死傷	危険物等	車内	飲酒
健康起因	救護違反	車両故障	交通障害	その他

特定重大事故

- ・ 自動車に積載された危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、可燃物の大量飛散・漏洩事故
- ・ その他社会的影響が特に大きいと認める事故
(例: 事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

重大事故

- ・ 2名以上の死者を生じた事故
- ・ 5名以上の重傷者を生じた事故
- ・ 10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- ・ 自動車に積載された危険物、高圧ガス、毒物・劇物、火薬類、可燃物の飛散、漏えい事故(大量でないもの)
- ・ 酒気帯び運転を伴う事故
- ・ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ・ その他社会的影響が大きいと認める事故
(例: 事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等)

特定重大事件

施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が特に大きいと認めるもの
(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

重大事件

運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって社会的影響が大きいと認めるもの
(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

乗務員等の健康状態を把握し、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させてはいけません。

健康診断の受診

事業者は、常時使用している乗務員等に対して、医師による**健康診断を1年以内ごとに1回**(**深夜業務を含むときは、深夜業務への配置換えの際及び6カ月に1回**)定期的に受診させ、健康状態を把握しなければなりません。

要注意や要観察の所見がある運転者に対しては、当該運転者の日常生活に注意し、次の健康診断まで様子を見なければなりません。

乗務員の健康管理

運行管理者は、乗務員等の健康状態を常に把握し、健康な状態で運行の業務に従事できるように、健康診断等を通じて管理、監督する義務があります。

また、診断の結果、要注意者に対しては、自主的な管理に努めさせるほか、適宜、医師の診断を受けさせるよう適切に指導を行う必要があります。

○健康管理関係マニュアル <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル

自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン

自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン

自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル

自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル

運転者等ごとに写真を貼り付けた運転者等台帳を作成し、運転者等の所属する営業所ごとに備え置かなければなりません。

記載事項は下記のとおり <貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5>

1. 作成番号及び作成年月日
2. 事業者の氏名又は名称
3. 運転者等の氏名、生年月日及び住所
4. 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日
5. 運転免許に関する事項(運転免許証の番号及び有効期限、運転免許の年月日及び種類、免許条件)
(運転者のみ)
6. 事故を引き起こした場合は、その概要
7. 道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要
8. 運転者等の健康状態
9. 事故を引き起こした者等、特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断の受診状況(運転者のみ)
10. 運転者等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真
11. 運転者でなくなった場合には、その年月日及び理由を記載し、3年間保存すること
12. 特定自動運行保安員でなくなった場合には、その年月日及び理由を記載し、3年間保存すること

※「事故を引き起こした場合」とは、いわゆる第1当事者をいい、第2当事者は記入する必要はありません。



改善基準告示の基準を適用

区分	基準の内容
運行時間	「一の運行」における最初の勤務から最後の勤務までの時間は 144時間以内 。
拘束時間	1か月の拘束時間は 284時間以内 、1年の拘束時間は 3300時間以内 。(年間3400時間を超えない労使協定がある場合、1年のうち6か月までは、310時間までの延長可)
	1日の拘束時間は、 13時間以内を基本 とし、これを延長する場合であっても、 最大15時間以内 。 (ただし、1週間における運行がすべて長距離貨物運送でありかつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大16時間以内)
休息期間	休息期間は、 継続11時間以上 となるよう努め、 継続9時間を下回らない必要がある 。 (ただし、1週間における運行がすべて長距離貨物運送でありかつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り継続8時間以下)
運転時間	運転時間は、 2日を平均し1日あたり9時間 、2週間を平均した1週間あたりの運転時間は 44時間以内 。
連続運転時間	連続運転時間は、 4時間 が限度。(運転の中断は1回がおおむね連続10分以上、かつ合計30分以上の原則休憩が必要)
休日労働	休日労働は、2週間に1回を超えてはならない。

※(分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、及びフェリーに乗船の場合の特例あり)

改善基準告示の間違いやすいポイントについて

1日の拘束時間

1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、始業時刻から起算した24時間の拘束時間によりチェックしてください。

※ ただし、後述の「5 特例」の①分割休息(休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与える場合)、④フェリー(フェリー乗船時間を休息期間として取り扱う場合)は、始業時刻から終業時刻までの間にある休息期間を除いて計算します。

(図)各日の拘束時間の合計



※ 灰色の部分は、月曜日から始まる1日の拘束時間と火曜日から始まる1日の拘束時間が重なる時間帯

図に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

- ① 月曜日から始まる1日(始業時刻8:00からの24時間)の拘束時間
 - ・ 月曜日 始業8:00～終業21:00 13時間
 - ・ 火曜日 始業6:00～8:00 2時間
 - } 合計15時間
- ② 火曜日から始まる1日(始業時刻6:00からの24時間)の拘束時間
 - ・ 火曜日 始業6:00～終業19:00 13時間

上記①②については、ともに改善基準告示を満たしていますが、①のように翌日の始業時刻が早まっている場合(月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00)は、月曜日の始業時刻からの24時間に、火曜日の6:00～8:00の2時間も含まれることとなります。したがって、月曜日から始まる1日の拘束時間については、月曜日の13時間だけではなく、火曜日の2時間もカウントした合計15時間になります。

一方、②の火曜日から始まる1日の拘束時間については、火曜日の始業時刻6:00からの24時間でカウントしますので、月曜日から始まる1日の拘束時間でカウントした6:00～8:00についても、再度カウントすることになります。

分割休息

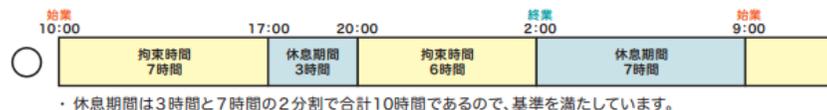
業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上(宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は継続8時間以上)の休息期間を与えることが困難な場合、次に掲げる要件を満たすものに限り、当分の間、一定期間(1か月程度を限度とする。)における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

- ・ 分割された休息期間は、1回当たり継続3時間以上とし、2分割又は3分割とします。
- ・ 1日において、2分割の場合は合計10時間以上、3分割の場合は合計12時間以上の休息期間を与えなければなりません。
- ・ 休息期間を3分割する日が連続しないよう努める必要があります。

〈ポイント〉分割休息特例の考え方

睡眠時間の確保による疲労回復の観点から、継続した休息期間を確保することが重要です。休息期間を分割することは本来好ましいものではなく、できる限り避けるべきものであることに留意しましょう。

(図)分割休息特例の与え方



荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

すべての事業者

R7.4.1

○①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

* 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言**、**調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

R8.4.1

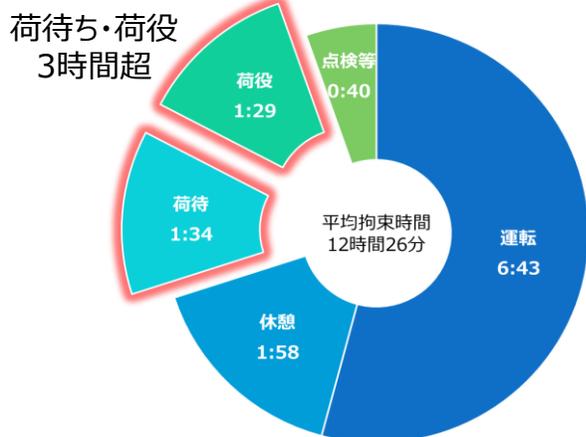
○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告等**を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

---【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】---【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】---【荷主等が取り組むべき措置の例】---



(トラック輸送状況の実態調査(R2)より)

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



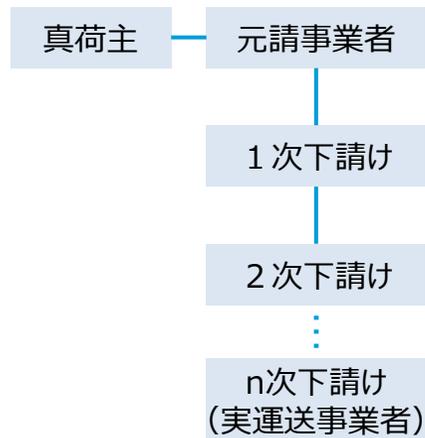
パレットの利用による荷役時間の短縮

物流業界の**多重下請構造を是正**し、実運送事業者の適正運賃收受を図る。

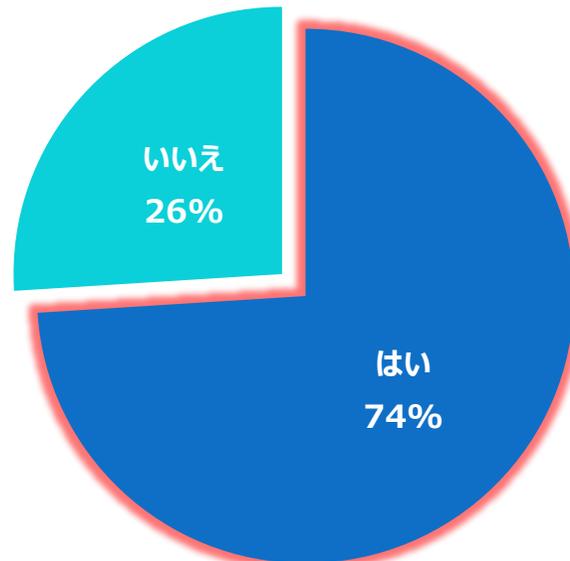
- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面交付等**を**義務付け***。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務*** を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**管理者**の選任を**義務付け**。

* 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

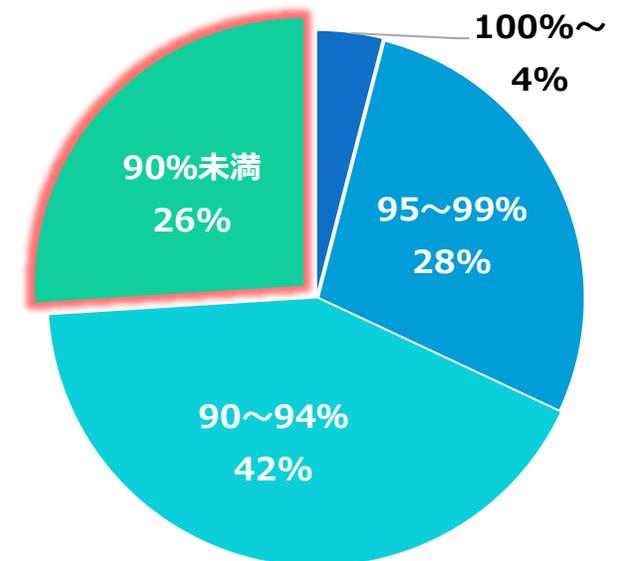
----- 【多重下請構造のイメージ】 -----



----- 【他のトラック事業者を利用して運送することがあるか】 -----



----- 【他のトラック業者に委託する際の下請金額は、請け負った金額の概ね何%か】 -----



※調査対象としている下請行為は元請けから1次下請け、1次下請けから2次下請け等のケースを含む。
 (令和4年度末に国土交通省が実施した貨物自動車運送事業者を対象としたアンケート調査より)

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金 3 億超
資本金 1 千万超 3 億以下
常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下 (個人含む)
資本金 1 千万以下 (個人含む)
常時使用する従業員 300 人以下 (個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金 5 千万超
資本金 1 千万超 5 千万以下
常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下 (個人含む)
資本金 1 千万以下 (個人含む)
常時使用する従業員 100 人以下 (個人含む)

義務

発注内容を明示する義務 (発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務 (2年)

支払期日 (受領後60日以内) を定める義務

遅延利息 (14.6%) の支払義務

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延 (手形払等の禁止)

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買ったたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

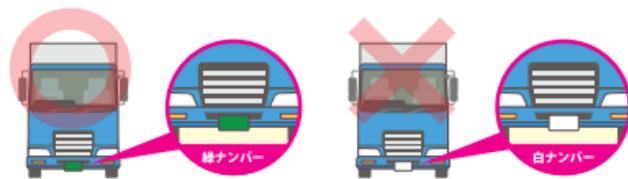
3 白トラ利用の罰則強化



いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「トラック・物流Gメン」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分その業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

取適法（令和8年1月1日施行）と物流効率化法（令和8年4月1日施行）もトラック運送事業に関して新しい規制が適用されます。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細は、公正取引委員会ホームページをご覧ください。

流通業務総合効率化法（物流効率化法）の詳細は、物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引相談窓口はこちら



公益社団法人 **JTA** 全日本トラック協会
〒160-0004 東京都新宿区西谷三丁目2番地5
全日本トラック協会会館 TEL.03(3354)1009
ホームページ <https://jta.or.jp/>

トラック運送事業者の皆様へ

令和8年4月1日から

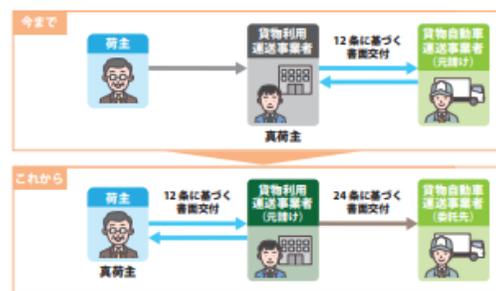
改正トラック法（貨物自動車運送事業法）が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

改正のポイント

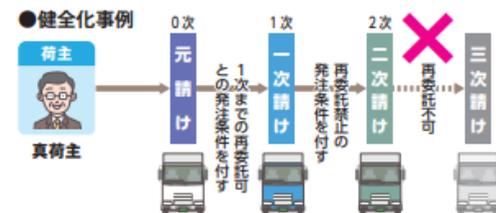
1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



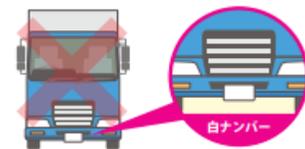
2 委託回数を2回までに制限

実運送事業者の適正運賃収受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。



3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

POINT! 全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

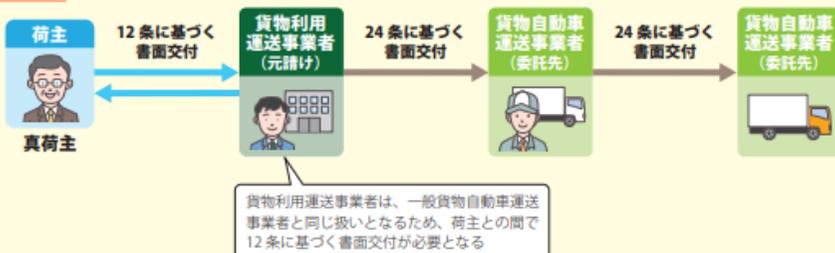
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」においても、書面交付義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから

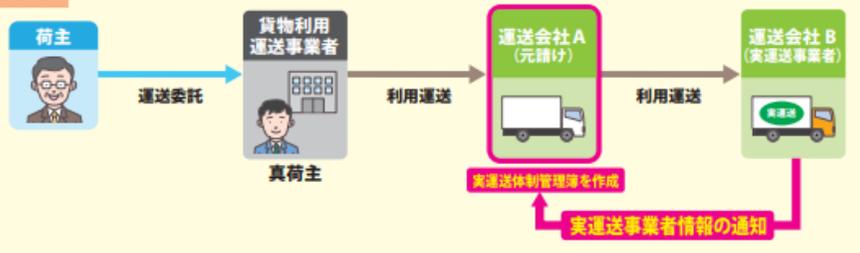


元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

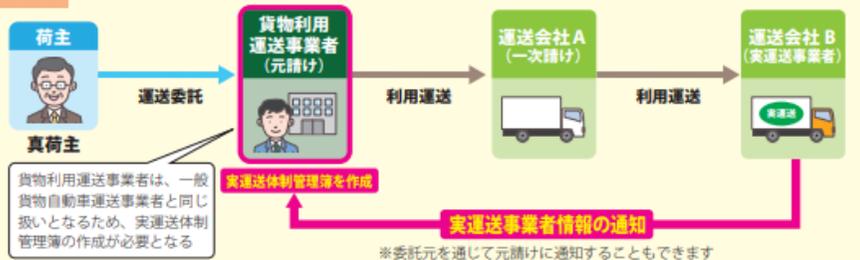
荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」においても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

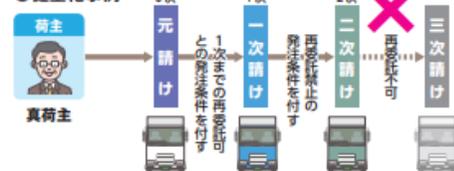
2 委託回数の制限



元請事業者に対して、再委託の回数が2回までに制限(努力義務)されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の削減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



ご清聴ありがとうございました

Fin